*※３者協定の場合*

群馬県建築物木材利用促進協定　協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）、群馬県（以下「丙」という。）は、建築物における木材利用を推進するため、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

１．目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

２．建築物木材利用促進構想

（１）甲による建築物の木材の利用に関する構想

①構想の内容

|  |
| --- |
| *※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。* |

②構想の達成に向けた取組の内容

|  |
| --- |
| *※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。* |

（２）乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

|  |
| --- |
| *※乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載。* |

②構想の達成に向けた取組の内容

|  |
| --- |
| *※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。* |

３．甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

４．構想の対象区域

群馬県全域（又は○○市、○○町、○○村の区域）

５．本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、〇年〇月〇日までとする。

６．その他

（１）実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（２）協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（３）協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その一通を保管する。

〇年○月〇日

甲

乙

丙 群馬県知事